

こんにちは 地域包括支援センター です!

砂川市立病院 認知症疾患医療センター 認知症家族教室

3月5日(木) 10時～11時30分
「認知症の診断・治療」
センター長・医師 内海 久美子 氏

3月12日(木) 10時～11時30分
「認知症の方へのかかわり方」
老人看護専門看護師 福田 智子 氏

3月19日(木) 10時～11時30分
「介護のつらさ難しさと
介護者のストレスケア」
公認心理師 柳渡 彩香 氏

認知症の方の介護について不安や戸惑いは、誰にでもあります。相談できる人や協力者がいなくて悩んでいることはありませんか。

知識を習得し家族同士の交流もしながら、少しでも介護負担の軽減につながることを願い開催します。



申込み
砂川市立病院
認知症疾患医療センター
☎ 54-2131 (内線 1711) 担当: 大辻
※申し込みの際、氏名・連絡先などをお伝えください。



会場 砂川市立病院
多目的ホール1
申込締切 3月4日(水)

※多目的ホールは玄関ロビーのエスカレーターを上がった正面にあります。



砂川市立病院玄関ロビー



両手人差し指を角のように側頭部両側に立てる。

手話に
チャレンジ



第31回

「鬼」

手話モデル 野呂 律子 さん
(赤平手話の会)



不動産の差し押さえと売却にいたるまで

不動産は「土地、それと土地に固定している物」のほか、「自動車」「船舶など」も差し押さえや競売などの際は不動産に準じて扱われます。

不動産は個人・法人を問わず「書面の取り交わしや鍵の引渡し、登記の申請、官公庁による登記の嘱託」が行われることで、購入者や賃借人に権利が移転します。

【相続】

所有者が亡くなったとき、不動産・動産などの財物のほか債権債務の全ての権利が移転します。

【贈与】

所有者がほかの誰かにものを譲ったときに発生します。

【競売】

裁判上の手続きや抵当権の実行により行われます。

【公売】

市役所を含む官公庁の一方的な処分で強制的に行われます。

官公庁が滞納処分で差し押えた不動産や動産を売却するには、大きく3つの方法があります。

- ①期日を決めて行われる入札
- ②期間を定めて行われる入札
(例:オークションサイトを活用)
- ③落札されなかった場合などの随意契約による売却

法律では、処分の対象となった財物の売却について、購入していただける可能性のある方に公売のお知らせを送付するなどをして、積極的に買受人の募集をすることになっています。

今月も、市のホームページとYahoo!オークションサイトで公開しています。ぜひ一度、ご覧ください。



市税等
収納向上



information

問合せ

納税係 ☎32-2219

今月の納付

- 後期高齢者医療保険料 8期
 - 国民健康保険税 8期
 - 介護保険料 6期
- 納期限 3月2日(月)まで



介護保険料の滞納にご注意を

介護保険でサービスを利用するとき、利用者は費用の1割または2割を負担するだけで、残りは介護保険から給付されます。(平成30年8月から現役並みに所得がある方は3割負担)

納付期限から1年以上、特別な事情もなく介護保険料が未納の場合、滞納期間に応じて、保険給付に制限がかかります。



【1年以上の滞納】

費用全額を利用者が一時自己負担。申請後に保険給付分(費用の9割又は8割又は7割)が戻ります。

【1年6か月以上の滞納】

費用全額を利用者が負担。申請後も保険給付の一部、または全部が戻りません。

さらに滞納が続くと、滞納分の保険料と相殺されます。

【2年以上の滞納】

利用者負担割合が引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

※この場合、介護保険料を遡って納めることができなくなります。

相談・申請窓口

介護保険係 ☎32-2217